

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第1号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あめご漁業 にじます漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 いなべ市、員弁郡東員町、桑名市 三重郡朝日町、川越町 点の位置 基点第1号 桑名市大字福地(員弁川左岸)標柱 点イ 1から238度30分の線と対岸との交叉点 漁場区域 1とイの線から上流の員弁川本流及びその支流。 但し、砂子谷川、狸谷川合流点より上流の大平川、 員弁川と嘉例川合流点より下流の員弁川支流を除く。		いなべ市 員弁郡 東員町 桑名市 (但し 長島町、 多度町の 区域を除 く) 三重郡 朝日町 川越町	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第2号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あめご漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 津市、松阪市 点の位置 基点第1号 津市美杉町川上字平倉平倉川右岸にある三重大 学大学院生物資源学研究科附帯施設演習林北側 の門柱 基点第2号 松阪市嬉野黒田町字岩起中村川右岸国土交通省 距離標(0.0km) 点イ 1から0度の線と対岸との交叉点 点ロ 2から310度45分の線と対岸との交叉点 漁場区域 津市と松阪市にかかる近鉄名古屋線鉄橋(雲出川橋 梁)下流端の線から上流の雲出川本流及びその支流。 但し、津市美杉町竹原のJR東海名松線鉄橋(八手俣橋 梁)上流端の線から同市八手俣杉瀬橋下流端の線まで の八手俣川、1とイの線から上流の平倉川、赤川及 び2とロの線から上流の中村川を除く。	津市 平成18年 1月1日の 合併以前 の旧久居 市 美里町 一志町 白山町 美杉町 (但し、 太郎生を 除く) の区域 松阪市 平成17年 1月1日の 合併前の 旧一志郡 嬉野町の 区域	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権	

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第3号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あめご漁業 おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 松阪市 点の位置 基点第1号 松阪市嬉野黒田町字岩起中村川右岸国土交通省 距離標(0.0km) 点イ 1から310度45分の線と対岸との交叉点 漁場区域 1とイの線から上流の中村川本流及びその支流		松阪市 柚原町 飯福田町 与原町 後山町 平成17年 1月1日の 合併以前 の旧一志 郡嬉野町 の区域	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第4号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あめご漁業 にじます漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 伊賀市 点の位置 基点第1号 伊賀市島ヶ原字熊橋7895番地標柱 基点第2号 伊賀市千戸字西山843番地基標 (排水路中央点) 基点第3号 伊賀市佐那具町(柘植川左岸)標柱 基点第4号 伊賀市摺見字中川内903番地地先標柱 基点第5号 伊賀市高山字畑坂2324番地地先標柱 基点第6号 伊賀市摺見字中川内945-95番地標柱 基点第7号 伊賀市高山字畑坂2343番地標柱 基点第8号 伊賀市瀧、坂下界(木津川左岸) 基点第9号 伊賀市瀧、坂下界(木津川右岸) 点イ 1 から341度の線と対岸との交叉点 点ロ 2 から238度の線と対岸との交叉点 点ハ 3 から336度の線と対岸との交叉点 漁場区域 1 とイの線から上流の木津川、服部川、柘植川の本流及びその支流。 但し、2 とロの線から上流の服部川、3 とハの線から上流の柘植川並びに比自岐川支流滝川のうち4 と5を結んだ線と6 と7を結んだ線の間、8 と9を結んだ線から上流の木津川及び往古川を除く。		伊賀市 平成16年 11月1日 の合併以 前の旧上 野市、旧 阿山郡 島ヶ原村 及び旧名 賀郡青山 町の区域	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第5号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あめご漁業 にじます漁業 おいかわ漁業 こい漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 名張市 点の位置 基点第1号 名張市葛尾と奈良県山辺郡山添村との県界 (名張川左岸) 基点第2号 名張市鶴山と奈良県山辺郡山添村との県界 (名張川右岸) 基点第3号 名張市鹿高と奈良県宇陀市との県界 (宇陀川左岸) 基点第4号 名張市竜口と奈良県宇陀市との県界 (宇陀川右岸) 漁場区域 1と2を結ぶ直線から上流の名張川、宇陀川本流及びその支流。 但し、名張市長瀬字木平の長瀬堰堤（通称旧中部電力発電用長瀬堰堤）の上流端の線から上流の名張川、名張市夏見の三ヶ村井堰（通称唐戸井堰）の上流端の線から上流の青蓮寺川、3と4を結ぶ直線から上流の宇陀川、名張市葛尾道垣内60番地の砂防堰堤上流端の線から上流の笠間川及び名張市赤目町長坂小字澤通り赤目砂防ダムの上流端の線から上流の滝川及び三谷川を除く。 制限区域 名張市比奈知の比奈知ダム堰堤から上流の名張川	あゆ漁業以外の漁業の漁場区域は、制限区域を除いた区域とする。	名張市 （但し、青蓮寺、中知山、長瀬、上長瀬を除く）	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第6号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あめご漁業 にじます漁業 こい漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 名張市 点の位置 基点第1号 名張市青蓮寺と奈良県宇陀郡曾爾村との県界 (青蓮寺川左岸) 基点第2号 名張市中知山と奈良県宇陀郡曾爾村との県界 (青蓮寺川右岸) 漁場区域 名張市夏見の三ヶ村井堰(通称唐戸井堰)上流端の 線から1と2を結ぶ直線までの青蓮寺川本流及びそ の支流。 但し、名張市百々の百々橋上流端の線から上流の折 戸川及び百々川を除く。		名張市 青蓮寺 中知山	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第7号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あめご漁業 おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 名張市、津市 点の位置 基点第1号 津市美杉町太郎生長尾と奈良県宇陀郡御杖村との 県界(名張川左岸) 基点第2号 津市美杉町太郎生長尾と奈良県宇陀郡御杖村との 県界(名張川右岸) 漁場区域 名張市長瀬字木平の長瀬堰堤(通称旧中部電力発電 用長瀬堰堤)上流端の線から1と2を結ぶ直線まで の名張川本流及びその支流		名張市 長瀬 上長瀬 津市 美杉町 太郎生	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第8号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 松阪市 漁場区域 松阪市西黒部町にかかる松阪東大橋下流端の線から 上流、松阪市山添町櫛田祓川統合頭首工上流端の線 までの櫛田川本流		松阪市 早馬瀬町 高木町 稲木町 横地町 目田町 伊勢場町 法田町 六根町 川島町 新開町 保津町 魚見町 腹太町 井口中町 東久保町 豊原町 櫛田町 清水町 菅生町 上七見町 山添町 安楽町 山下町 朝田町 下七見町 新屋敷町 和屋町 立田町 佐久米町 大宮田町 西野々町 古井町 西黒部町 高須町 松名瀬町 東黒部町 柿木原町 出間町 土古路町	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第8号 (続き)						神守町 大垣内町 牛草町 垣内田町 乙部町		

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第9号	第五種 共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 松阪市、多気郡多気町 漁場区域 松阪市山添町榎田祓川統合頭首工上流端の線から上流、多気郡多気町上出江に設けられた旧中部電力発電用堰堤(通称出江堰堤)上流端の線までの榎田川本流及びその支流		松阪市 茅原町 広瀬町 御麻生菌町 庄町 阿波曾町 射和町 中万町 多気郡 多気町 (但し、 相鹿瀬、 波多瀬を 除く)	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第10号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あめご漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 松阪市 点の位置 基点第1号 松阪市飯高町蓮14番地先の国土交通省と三重県 の管理境界杭(蓮川左岸) 基点第2号 松阪市飯高町青田436番地先の国土交通省と三 重県の管理境界杭(青田川左岸) 点イ 1から69度31分の線と対岸との交叉点 (蓮川右岸側管理境界杭) 点ロ 2から180度の線と対岸との交叉点 (青田川右岸側管理境界杭) 漁場区域 松阪市飯高町赤桶字字栗子旧中部電力発電用堰堤(通 称赤桶堰堤)上流端の線から上流の櫛田川本流及びそ の支流。 但し、1とイの線から松阪市飯高町森の大俣用水取 水堰堤までの蓮川と、2とロの線より下流の青田川 を除く。		松阪市 飯高町 (但し、 下滝野、 宮前、 野々口、 作滝、赤 桶を除く)	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第11号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あめご漁業 おいかわ漁業 こい漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 伊勢市、度会郡玉城町、度会町、大紀町 多気郡多気町、大台町 点の位置 基点第1号 伊勢市東豊浜町、同市御菌町上條界 基点第2号 伊勢市檜原町、同市御菌町小林界 (西側) 基点第3号 伊勢市檜原町、同市御菌町小林界 (東側) 基点第4号 伊勢市大湊町字明神田官有地第1番地第1 基点第5号 伊勢市御菌町小林御菌水門堤防突堤 基点第6号 中部電力電柱68×061横 (北緯34度23分28.2秒 東経136度26分43.9秒) (宮川左岸) 基点第7号 中部電力電柱68×082横 (北緯34度23分28.6秒 東経136度26分51.7秒) (宮川右岸) 漁場区域 1・2、3・4、4・5の3直線と2・3間の上流 側河岸線から上流6と7を結ぶ直線までの宮川本流 及びその支流		伊勢市 (但し、 二見町の 区域を除 く) 度会郡 玉城町 度会町 大紀町 野原 野添 金輪 永会 打見 神原 多気郡 多気町 相鹿瀬 色太 車川 土屋 大台町 千代 柳原 栃原 新田 神瀬 下楠 上楠 粟生 高奈	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第12号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あめご漁業 にじます漁業 おいかわ漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 多気郡大台町、度会郡大紀町 点の位置 基点第1号 中部電力電柱68×061横 (北緯34度23分28.2秒 東経136度26分43.9秒) (宮川左岸) 基点第2号 中部電力電柱68×082横 (北緯34度23分28.6秒 東経136度26分51.7秒) (宮川右岸) 基点第3号 度会郡大紀町船木(大内山川右岸)標柱 点イ 3から288度の線と対岸との交叉点 漁場区域 1と2を結ぶ直線から上流の宮川本流及びその支 流。 但し、3とイの線から上流の大内山川を除く。		多気郡 大台町 (但し、 千代、 柳原、 栃原、 新田、 神瀬、 下楠、 上楠、 栗生、 高奈を 除く) 度会郡 大紀町 船木 三瀬川	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第13号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あめご漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 度会郡大紀町、多気郡大台町 点の位置 基点第1号 度会郡大紀町船木(大内山川右岸)標柱 点イ 1から288度の線と対岸との交叉点 漁場区域 1とイの線から上流の大内山川本流及びその支流		度会郡 大紀町 (但し、 野原、 野添、 金輪、 永会、 打見、 神原、 三瀬川、 錦を 除く) 多気郡 大台町 菅合 大ヶ所	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第14号	第五種 共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町 漁場区域 北牟婁郡紀北町赤羽川にかかるJR東海紀勢本線鉄橋 (赤羽川橋梁)下流端の線から上流の赤羽川本流及び その支流		北牟婁郡 紀北町 長島 東長島 島原 大原 十須 海野 古里 道瀬 三浦	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第15号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あめご漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町 点の位置 基点第1号 北牟婁郡紀北町船津の往古川と寺谷合流点 上流端 点イ 1から25度の線と対岸との交叉点 漁場区域 北牟婁郡紀北町相賀字汐見汐見橋下流端の線から上流の船津川本流並びに1とイの線から上流の往古川本流及びその支流。 但し、同町船津字東山1977番地の7東山堰堤(昭和42年施工)上流端の線から下流の支流を除く。		北牟婁郡 紀北町 旧海山区	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第16号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あめご漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 尾鷲市、北牟婁郡紀北町 点の位置 基点第1号 尾鷲市大字南浦字柳の谷県境標柱 点イ 1から20度の線と対岸との交叉点 漁場区域 北牟婁郡紀北町相賀の銚子川にかかるJR東海紀勢本 線鉄橋(銚子川橋梁)下流端の線から上流の銚子川本 流及びその支流。 但し、1とイの線から上流の柳の谷を除く。		尾鷲市 昭和29年 6月20日 の合併以 前の旧北 牟婁郡尾 鷲町の区 域 北牟婁郡 紀北町 旧海山区	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権

免許 番号	漁業権に関する事項等				条件	関係 地区	存続 期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別
	漁業の 種類	漁業の名称	漁業時期	漁場				
三重 内共 第17号	第五種 共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の位置 熊野市 点の位置 基点第1号 熊野市神川町字黒瀬1877番地(大又川右岸)標柱 点イ 1から134度09分の線と対岸との交叉点 漁場区域 1とイの線から上流の大又川本流及びその支流		熊野市 五郷町 飛鳥町	令和6年 1月1日 から 令和15年 12月31日 まで	団体 漁業権